

事務連絡  
令和3年3月1日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する  
基準等の一部を改正する告示（仮称）等の案文（現時点版）の送付について

障害保健福祉制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「指定障害福祉サービス等算定告示」という。）等の一部を改正する告示等につきまして、現在、3月5日を期限としてパブリックコメントによる意見募集を実施しているところです。

今般、指定障害福祉サービス等算定告示等の一部改正等に関して、現時点版の案文を送付させていただきます。

なお、当該案文の改正内容につきましては、決定されたものでないこと、及び、今後、追加・削除・変更も含め、修正がなされる可能性があることを御了知いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、案文につきましては、事務的に整理している現時点版であることから、その取扱いにつきましては、特段の御理解と御配慮をいただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村への周知を徹底していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

（参考）今回送付させていただく告示

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
- ② 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法
- ③ 厚生労働大臣が定める医療行為

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
E-mail: [hourei-shougai@mhllw.go.jp](mailto:hourei-shougai@mhllw.go.jp)  
※案文の技術的な内容に係るお問い合わせは、  
上記のメールアドレスまでお願ひいたします。